

OBA MJ 連載

# Vol.53 行政連携

## 福岡洋一茨木市長インタビュー



安心して子どもを持ち、子育ての喜びや楽しさを実感し、子どもたちが健やかに育つ社会のイメージキャラクターを市民から募集し選ばれました。マスコットキャラクターは、茨木市の花「ばらの花」をモチーフに「いばらき」と「ラッキー」をかけて出来上がっています。

平成28年10月4日、茨木市役所において市長インタビューを実施しました。当日は、福岡洋一市長、総務部政策法務課課長中村康弘様、総務部政策法務課参事堀村佳奈子先生に出席していただきました。

福岡市長は、平成22年から当会で弁護士として活動した後、平成28年4月の茨木市長選挙に初当選されて市長に就任されました。福岡市長には、茨木市のPRや弁護士が行政機関において活動することへの期待などについて、語っていただきました。



### Profile 茨木市長 福岡洋一氏

昭和50年 茨木市東奈良にて出生  
平成6年 私立金蘭千里高等学校卒業  
平成14年 大阪大学法学部卒業  
平成20年 甲南大学法科大学院修了  
平成22年 弁護士として勤務開始  
平成28年4月18日 第20代茨木市長就任

### Ibaraki City Data

#### 【茨木市の概要】

人口 280,618人 (平成28年10月31日現在)  
総世帯数 123,107世帯 (平成28年10月31日現在)  
総面積 76.49km<sup>2</sup>  
会計予算 166,766,679千円 (平成28年度当初)

### about Interview

#### 【日時・場所】

平成28年10月4日(火) 午前10時~11時  
茨木市役所本館3階応接室

#### 【聞き手】

田上智子 (副会長)  
金子武嗣 (行政連携センター運営委員会委員長)  
岸本佳浩 (行政連携センター運営委員会事務局長)  
西野弘起 (行政連携センター運営委員会委員)

## 茨木市のPR

—— まず、茨木市のプロフィールについて教えていただけますでしょうか。特徴やPRなどいただければと思います。

**福岡** 茨木は大阪の北部に位置し、非常に南北に長い形をしております。北半分が山で南半分が街という分かりやすい構成で、人口は28万人です。特徴としては、1点目に、大阪と京都の間に位置し、主要な鉄道、幹線道路も走っており、新大阪駅も伊丹空港も近いということで、交通の便がよいということが大きく挙げられます。2点目には、教育水準が非常に高いということが大きな特徴と言えます。

—— 市長は、大阪弁護士会に平成22年に63期ということで登録されて、弁護士として活動された上で、この4月に市長に就任されていますが、市長に立候補された動機などについて教えていただけますでしょうか。

**福岡** 前の市政で少し問題が発覚したということで、選挙の3週間前に急にいただいたお話でした。自分自身が生まれも育ちも茨木だったので、弁護士時代からまちづくりに関しては青年会議所などを通じて活動しておりまして、前市政の問題についていろんな議員さんから相談を弁護士として受けたりもしていました。その中で、自分の大好きな茨木がこのままではどうかなってしまうという危機感があったのと、今まで携わってきたまちづくりに自分としてもステージを上げて取り組んでみたいということで立候補させていただきました。

—— 市長は、政策として、第5次茨木市総合計画の中で、「確かな未来を実現するための『政策6本柱』」を掲げておられました。これらの取り組み状況と、現在、茨木市が抱えている課題、それから今後特にこれは取り組みたいと考えておられるところなど、市長の描かれる政策についてお話しいただけますでしょうか。

福岡 大きなところでいきますと、少子高齢化のもとでの人口減少社会の中でまちとして求められているのは、いかに持続させるかということだと考えています。持続的發展ともいいますが、まずは最低限、まちを持続させることが非常に大きな課題としてあると思っています。そして、持続させるためには何が必要かという、市民の皆さんにまちで活動していただいて、まちを活性化させるということに尽きると考えていますし、**市民の皆さんには、自分たちが主役なり主人公であるという当事者意識を持っていろんな活動をしていただきたい**と思っています。その中で、市政において重要なことは、対話と議論を通じた市政運営ということが一番大きく考えております。対話というのは単に議員の皆さんとだけではなくて、いろんな市民の皆さんと対話をすることで、**皆さんが市政のいろんなことを自分事と考えていただいて、主体的に取り組んでいただきたい、活動していただきたい**と思っています。

## 弁護士活用の実情

—— 続いて、弁護士を経て就任された市長として、自治体の業務に弁護士を必要とする分野や場面としてはどのようなものがあるでしょうか。この点、堀村先生からも以前伺ったところでもございますが、市長のお考えとして、茨木市の弁護士の活用の実情を交えて教えていただければと思います。

福岡 まずは、堀村さんから改めていかがですか。

堀村 私の主な仕事としては、庁内全体からの様々な分野の法律相談になります。**顧問弁護士に相談するほどでもない事案でも気楽に相談していただける**というところが、潜在的な需要の掘り起こしにはなっているかと思います。相談したかったけど、わざわざ外に行くのはちょっとハードルが高いなという方もおられるので、そういう方にとっては役立っているのかなとは思っています。

福岡 市政は多岐にわたりますけれども、**それぞれいつ市民の皆さんともめ事になるか分からない**というところで、**庁内に弁護士が常駐してもらえている**ということは本当に**ありがたくて、紛争予防に非常に役に立っています**。

—— 市長が掲げる政策を進める上で、法律専門家である弁護士の協力が不可欠と思われる分野としてはどのようなものがありますでしょうか。任期付公務員を既に採用していただいておりますけれども、市長が掲げる施策を進める上で、法律専門家である弁護士の協力が不

可欠と思われる分野について教えていただけますでしょうか。

福岡 今現在、堀村さんに任期付公務員として来ていただいているだけではなくて、弁護士の方に来ていただいている行政委員会や審査会は8つほどありまして、既に弁護士の先生方にお世話になっているというのが実情です。—— たしか空き家対策の関係でも委員を派遣させていただいていますね。

福岡 建築審査会、開発審査会、都計審、公平委員会、教育委員会、固定資産評価審査会、情報公開審査会など非常にたくさんの先生にお世話になっています。監査委員にも入ってもらっています。

—— 次に、大阪府でも包括外部監査制度を条例で導入している自治体があるのですが、条例で任意に導入する場合は、実施の頻度や無理のない範囲での制度設計をすることで、毎年しなきゃいけないという形ではない使い方ができると思います。市長が掲げる施策を進める上で役立つ面もあるかもしれないと思うのですが、条例での導入についてはどのようにお考えでしょうか。

福岡 費用的なところが一番のネックになると思います。一部分だけをお願いするような形になるのかなと。有用性を否定するものでは全くありません。

## 行政連携のお品書きについて

—— 大阪弁護士会では、行政連携センターを発足して、行政連携の「お品書き」を提供しています。これは大阪が初めての取り組みなのですが、全国の弁護士会にも広がっていきまして、今では全国の弁護士会の半分以上が「お品書き」をつくっています。日弁連でも活動しています。このような弁護士の取り組みについてどのように感じになりますでしょうか。

福岡 私自身が弁護士ですので、近いところにいるんですが、先ほど申し上げたとおり、弁護士に庁内に来てもらえたらこんなに役に立つのかということはまだ知らない市長もたくさんいると思います。任期付きで雇うかどうかは別としても、**この行政連携の「お品書き」ということで具体的にメニューを提示していただいているのは、非常に使いやすいだろう**と思います。

—— 選びやすいとお感じですか。

福岡 はい。もっともっとPRされたら需要は掘り起こせると思います。



—— 「お品書き」をごらんになられて、興味のある連携メニューやお役に立つ連携メニューはございますか。

福岡 徴税事務という問題が前からございまして、自治体債権管理回収のところでご相談させていただいている最中です。

—— 大阪弁護士会は取り組み活動が多いので字が小さくなり過ぎてしまっていて、もっと読みやすくしてほしいと言われたりしますので、今改訂作業中です。ご意見があればまたお知らせください。

## 最後に

—— 弁護士会が進める自治体との連携について今後期待すること、あるいは弁護士に期待することはございますか。

福岡 行政連携はこれからもどんどん伸びていくと思いますので、是非とも力を入れていただいて、各市町村でよりよい運営がなされるように手を貸していただければと思っています。

福岡 市民の皆さんに様々な地域活動に出てほしいという期待は、多分どこの市町村でも持っていると思うのです。しかし、そういった活動をしていく中で前線ではいろんな問題が起きてきます。私自身もそういう活動に参加する中で、いろんな相談を受けました。そこで**弁護士の皆さんに期待したいのは、事務所に相談を抱えた人が行くのではなくて、自分自身も一市民としていろんな活動に参加して、その中で市民の皆さんの弁護士ニーズを拾っていただきたい**ということです。地域活動をする中に**弁護士が1人でもいると、皆さん非常に心強く思われます。手間はかかるかもしれないですけれども活動を通して弁護士の先生方それぞれ新たな自己実現の道がひらけるかもしれない点も考慮いただければと。**

—— 昔、私が弁護士になったころは、待っている状態が長い間続いたんですけれども、外に出ていくという機運

がここ最近芽生えてきてまして、本年度の私たちの方針が、「あなたを一人にしない 弁護士があなたのもとへ」ということで、アウトリーチといまして、出かけていく弁護士ということを考えています。市長のおっしゃるとおり、いろんなところに出かけて行って、来ることすらできない人たちを初め、いろんな方々に法的な支援をさせていただけたらなと思っています。

福岡 財政的に厳しいことから職員の数を減らしている自治体が多く存在します。そういった意味で、専門性を持った職員の成長なり研修まで手が回らなかつたりする一方、それでも職員の数が多いので目が行き届かなかつたりするところもあります。弁護士を、行政やあるいはダイレクトに市民の元へ派遣いただくと細かいところに目を向けられるので、非常に助かると思います。

—— 市長がご存じかどうか分かりませんが、弁護士会は、行政の職員に対して研修会の開放もしていますので、専門家のスキルを磨くということであれば是非ともご活用ください。

中村 過去に本市の職員も何回か参加させていただいたことがあります。

—— そうですか。基本的には弁護士向けの研修ではあるのですがけれども、成年後見とか離婚、多重債務、簡易裁判所の手続など、行政に絡むテーマもございまして。自治体の職員さんも簡易裁判所の手続を利用されることがございますので、そういう場合にご案内させていただいています。もちろん費用はかかりません。

福岡 せっかく弁護士の市長でするので、これまでの知識と経験をいかしつつ、ニーズを見つけ次第またご連絡させていただきます。

—— 遠慮なく、どうぞ。市長も頑張ってください。応援しております。是非また引き続きどうぞよろしくお願い致します。貴重な時間、ありがとうございました。



■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先  
大阪弁護士会行政連携センター  
電話 06-6364-1681  
(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)